

市民税・県民税 の申告

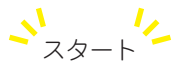


所得税の 確定申告



キノピー

フローチャートで
申告の必要があるか
確認しましょう。
※一般的な例を
示しています。



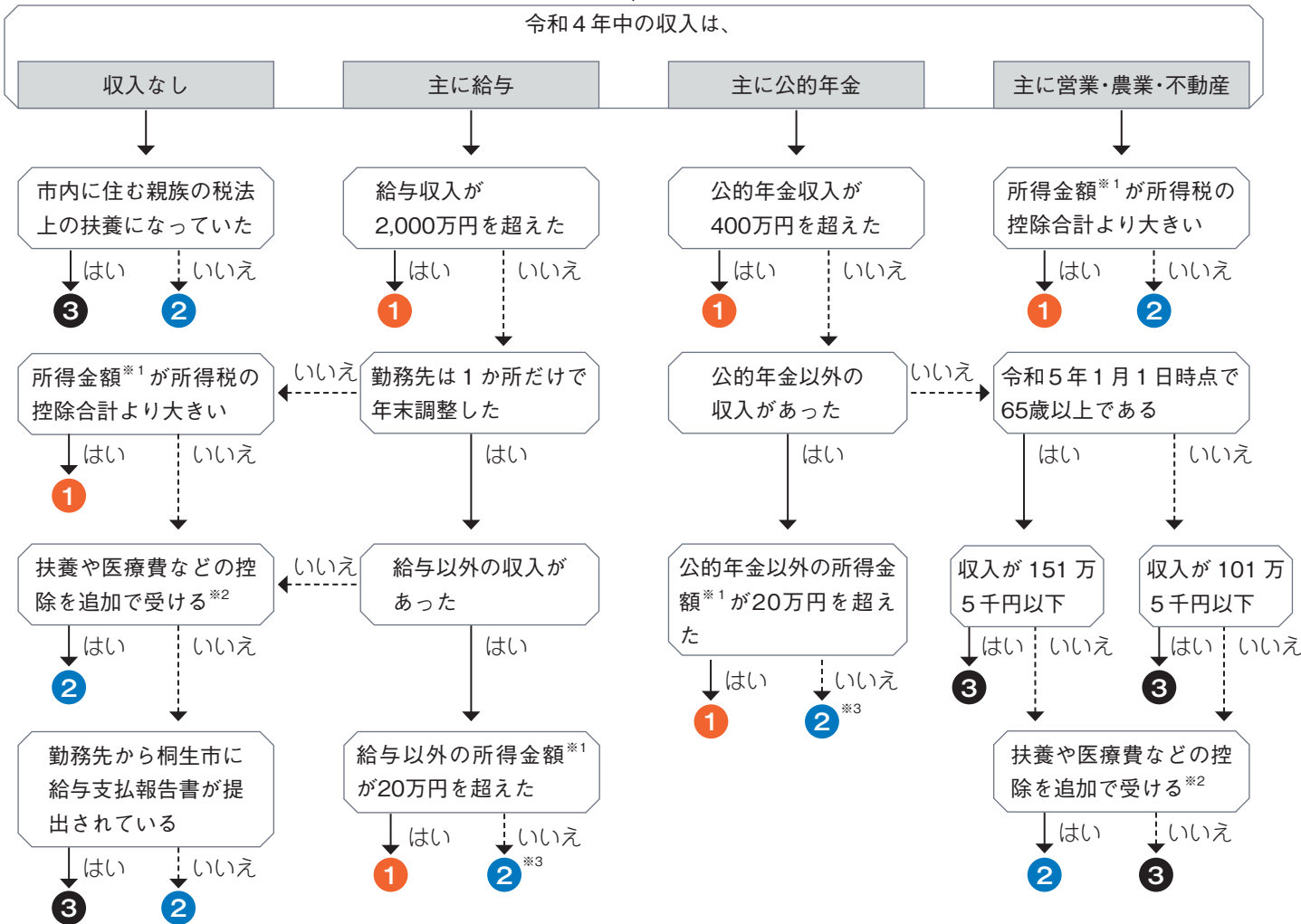
令和5年1月1日時点で、
桐生市に居住していた

いいえ

居住していた市区町村へ
お問い合わせください。

はい

令和4年中の収入は、



※1 所得金額とは、収入から必要経費を引いた額です。営業収入などの場合、営業収入から必要経費を引いた金額です。給与収入の場合、給与所得の源泉徴収票の給与所得控除後の金額です。
 ※2 各種控除の適用を希望する場合は、毎年、年末調整や確定申告、市・県民税申告などを行ってください。前年と変更がなくても、手続きを行わないと各種控除が受けられません。
 ※3 収入が公的年金のみ、または、年末調整済の給与のみで勤務先から桐生市に給与支払報告書が提出されている人は、申告不要です。

判定結果

1	所得税の確定申告が必要	原則、市・県民税の申告は必要ありません。 ※所得税額が発生しなければ、市・県民税の申告のみで良い場合があります。 …5ページへ
2	市・県民税の申告が必要	※所得税の還付を受けるためには、市・県民税の申告ではなく、所得税の確定申告が必要です。 …6ページへ
3	所得税の確定申告や市・県民税申告は不要	収入がない人で所得課税証明書が必要な場合は、市・県民税の申告が必要です。給与収入があり、年末調整をしていない人は、確定申告をすることで所得税の還付を受けられる場合があります。

自宅でいつでも確定申告

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、画面の案内に沿って金額などを入力するだけで、以下の書類の作成やe-Taxによる送信（提出）、印刷ができます。

▶所得税、消費税、贈与税の申告書

▶青色申告決算書、収支内訳書など

自動計算されるので計算誤りがありません。

確定申告会場は混雑が予想されますので、感染症対策の観点からもぜひご利用ください。

操作方法の相談=e-Tax・作成コーナーヘルプデ

スク（☎0570-01-5901）

相談受付=月曜日～金曜日（祝日を除く）、午前9時～午後5時（1月10日（火）～3月15日（水）は、時間を延長して午前9時～午後8時）

※日曜日の相談は次の期日・時間で受け付けます。

期日=2月19日（日）・26日（日）、

3月5日（日）・12日（日）

時間=午前9時～午後8時



▲確定申告書等作成コーナー

令和4年分確定申告会場

所得税、個人消費税、贈与税の確定申告会場を開設します。スマートフォンをお持ちの人は、基本的に、スマートフォンを利用して申告書を作成します。

マイナンバーカードを持っている人は、マイナンバーカードと登録した各種パスワードの分かるものを持ってきてください。

来場の際はマスクを着用し、できる限り少人数でお越しください。入場の際は検温を実施し、咳や発熱などの症状のある人は、入場をご遠慮いただく場合があります。

期間=2月1日（水）～3月15日（水）※土、日、

祝日を除く

相談受付時間=午前8時30分～午後4時

相談開始時間=午前9時から

場所=桐生税務署4階会議室（末広町）

※入場には、当日配付または国税庁LINE公式アカウントから事前に取得した入場整理券が必要です。

配付状況に応じて、午後4時前に相談受付を終了する場合があります。

問い合わせ=桐生税務署（☎22-3121）

自動音声に従い「2」を選択



▲国税庁LINE公式アカウント

税務署での確定申告が必要な人

次に該当する人は、必ず桐生税務署で申告してください。

▶準確定申告（死亡した人の申告）をする人

▶過年分の確定申告をする人

▶青色申告をする人

▶住宅借入金等特別控除の適用を受ける人

▶土地・建物の売却による収入があった人

▶株式の売却による収入があった人

▶雑損控除の適用を受ける人

▶繰越控除（純損失・雑損失）の適用を受ける人

▶国外居住者の扶養控除の適用を受ける人

▶先物取引による収入があった人

▶外国為替証拠金取引（FX）による雑所得があった人

▶外国税額控除の適用を受ける人

▶肉用牛の売却による所得があった人

▶山林所得があった人

▶修正申告・更正の請求をする人

▶贈与税・消費税の申告をする人

市民税・県民税（市・県民税）の申告と相談を受け付けます。

申告内容は、課税のための資料となるほか、国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・保育料などの基礎資料になります。申告をしないと、課税内容の証明や保険料の算定などに影響が出る場合があります。

郵送での申告にご協力を

申告会場は大変混み合うため、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点からも、可能な限り郵送での申告書提出にご協力をお願いします。

3月15日（水）まで（当日消印有効）に、申告書に必要事項を記入し、収入や控除に関する各種証明書（コピー可）と併せて、税務課市民税担当（〒376 - 8501 桐生市役所）へ。

書類の内容を確認する場合がありますので、日中連絡が取れる電話番号を必ず記入してください。

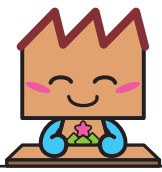
申告用紙は、税務課（市役所 1 階）、新里・黒保根支所、市ホームページにあります。郵送することも可能ですので、希望する場合は、税務課市民税担当へご連絡ください。また、市ホームページから申告書が作成できます。

「桐生市 申告」で検索し、ぜひご利用ください。

問い合わせ＝税務課市民税担当（☎内線 226）

申告時に必要なもの

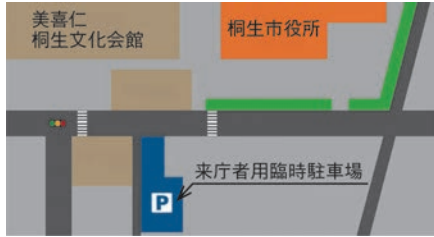
対象		必要書類など
申告者全員		<ul style="list-style-type: none"> マイナンバーカードまたは番号確認書類（個人番号通知カード+運転免許証など） 利用者識別番号（ID）がわかる書類（IDを取得している場合）
所得がある人	給与所得	源泉徴収票、給与明細など
	年金所得	源泉徴収票
	営業・農業・不動産所得	収支内訳書
	雑・一時所得	収入金額・必要経費がわかる書類
	配当所得	支払通知書、特定口座年間取引報告書など
控除を受けたい人	社会保険料控除	支払額などの証明書、領収書など
	生命保険料控除	控除証明書、支払額などの証明書
	地震保険料控除	
	医療費控除	医療費控除の明細書
	セルフメディケーション税制による医療費控除の特例	セルフメディケーション税制の明細書および一定の取り組みを行ったことを明らかにする書類
	勤労学生控除	学生証、在学証明書など
	障害者控除	障害者手帳、障害者控除対象者認定書など
寄附金控除	受領証明書、寄附金控除に関する証明書	



申告会場での受付

市役所は新庁舎建設工事のため、構内の駐車場が大変混雑しております。来庁者用臨時駐車場もあわせてご利用ください。

各会場は混雑緩和のため、地区別での受け付けになります。



なお、公民館での受け付けはありませんのでご注意ください。

来場される際は、マスクを着用し、できる限り少人数でお越しください。また、筆記用具を持ってきてください。

咳・発熱などの症状のある人は、入場をご遠慮いただく場合があります。また、混雑状況により、入場制限を行う場合もありますので、ご理解をお願いします。

桐生市役所（2階市民サロン） ※土、日曜日を除く。桜木町は12区、相生町一・二丁目は15区で設定。

期日	対象地区	時間	
2月	13日(月)・14日(火)	16区(川内町一～五丁目)	午前9時～午後4時
	15日(水)・16日(木)	14区(梅田町一～五丁目)、17区(菱町一～五丁目)	
	17日(金)～22日(水)	15区(相生町一～五丁目*)	
	24日(金)～28日(火)	12区(広沢町一～三丁目、桜木町*)、13区(広沢町四～七丁目、広沢町間ノ島)	
3月	1日(水)・2日(木)	11区(境野町一～七丁目)	
	3日(金)	1区(本町一～三丁目、横山町)、2区(本町四～六丁目) 3区(稻荷町、錦町一～三丁目、織姫町、美原町、清瀬町)	
	6日(月)	4区(新宿一～三丁目、三吉町一・二丁目、小梅町、琴平町)、5区(浜松町一・二丁目)	
	7日(火)	6区(仲町一～三丁目、川岸町、泉町、東町、高砂町、旭町)、7区(東一～七丁目)	
	8日(水)	8区(未広町、宮前町一・二丁目、堤町一～三丁目、巴町一・二丁目、元宿町)	
	9日(木)	9区(永楽町、小曾根町、宮本町一～四丁目、宮本町) 10区(東久方町一～三丁目、西久方町一・二丁目、天神町一～三丁目、平井町)	
	10日(金)～15日(水)	市内全地区	

新里支所（3階大会議室）

期日	対象地区	時間	
2月	6日(月)	20区(下鶴ヶ谷、山上、小林、武井、野)	午前9時～午後4時
	7日(火)	21区(新川)	
	8日(水)	19区(赤城山、板橋、関、高泉、大久保、奥沢、上鶴ヶ谷)	
	9日(木)	20区(下鶴ヶ谷、山上、小林、武井、野)	
	10日(金)	21区(新川)	
	13日(月)	19区(赤城山、板橋、関、高泉、大久保、奥沢、上鶴ヶ谷)	
	14日(火)	20区(下鶴ヶ谷、山上、小林、武井、野)	
	15日(水)	21区(新川)	
	16日(木)	20区(下鶴ヶ谷、山上、小林、武井、野)	
17日(金)	21区(新川)		

黒保根支所（1階フロア） ※土、日、祝日を除く

期日	対象地区	時間
2月	16日(木)・17日(金)	午前9時～午後3時
	20日(月)～28日(火)	午前9時～正午